狭山市政だより

発行所 埼玉県狭山市役所
電話入間川（代表）44番
発行人 石川 求助
編集 総務課
印刷所 西川印刷所
電話入間川242番
定価一部1円70

市政
一日も
信なかる
べからず

発刊のことば

狭山市長　石川求助

この度、狭山市の報道機関として『**狭山市政だより**』を発刊することにしましたので、この機会に市民の皆様に御理解と御支援をお願いする次第であります。

私が市長に就任以来、いつも痛感していることは、市政の在り方について、良く市民の皆様に知つていただいて、いろいろ御批判や御指導を願い度いと思つて考えております。

よく『**ガラス張りの政治**』といわれますが、これは市民の皆様によく知つていただくことによつて、理解を深め、市政の円満なる運営が期し得られると信じます。これがため成るべく早く広報のようなものを発行したいと思つておりました。しかしながら、合併の当初は各課共に大多忙を極めており、到底これを実現に移すことは殆んど不可能の状態で今日に到つた次第です。

先般改選直後の市議会に於て、議員の某氏から「われわれが、かかる決議をしても、これを有権者各位に知つてもらうための処置について、何か考えはないか」との御質問もありましたので急に総務課長等とも相談の上取りあえず如上のような広報紙を発刊することにきめました。勿論、急に計画されたので、記事の内容、体裁等も整わない点もあると思われますが順次改めてゆくつもりであります。今後この小新聞が市の報道機関紙として市民の皆様に御愛読を賜り、市政について深い御理解をいただくと共に、円満な、明るい狭山市の建設に御協力給らば幸甚と存ずるものでございます。

何卒皆様の絶大なる御支援をお願いいたしまして発刊のことばといたします。

御あいさつ

狭山市議会議長　奥富善之助
狭山市議会副議長　小沢一郎

狭山市民の皆様に、市の現況をよく知つていただくために『**市政だより**』を発刊することになりましたことは、誠にお喜びに堪えません。

五月十七日の初市会の時にも、議員の方から強く要望されたものが、ここに実現されたことは議員一同非常にうれしく思うものであります。狭山市は、一町五カ村が昨年七月一日合議の上対等合併を致しまして一軒の世帯となつたものであります。一日も早く旧感情を捨て去つてなごやかな兄弟となり、共に協力しあつて明朗な自治体を作りあげたいと思います、それにはまず市議会がその範を示さなければなりません。勿論市当局も市吏員も、市民の公僕であるとゆう信念を一時も忘れてはなりません。私今回浅学ひオ、不敏をも顧みず、推されて市会議長の重責を担うことになりました。議会の運営にあたりましては、明朗ガラス張りで派閥を作らず常に全議員が打つて一丸となり保守も革新もなく、大いに討議討論をたたかわし、一旦決を採つた以上は、自己を滅してこれに協調するとゆう態度でやつてもらいたい。

市当局としても議員としても政治に感情は禁物であります。あく迄至公至平でなければなりません。いずれの階層の市民に対しても公平で親切でなければなりません。従いまして地区的偏狭があつたりするようでは、明るい狭山市の建設は望めません。お互に議員は議員としてのきん度を保持し、ボス的根情を捨てて名誉あるなつかしの狭山市の建設に努力しようではありませんか、というのが、私の議長就任のあいさつであります。

何卒市民各位の絶大なる御協力と御指導御べんたつと御忠言とを切にお願い致しまして発刊のことばと致します。

地方自治と『市政だより』について

地方自治と申しますのは、一定の地区住民が、一つの公共団体を組織し、法律によつて共通の危害を防止し、相携えて、共同の福祉増進をはかる政治生活の制度であります。

その最も身近な政治――いわゆる市民の日常生活に直結する市政は、さきに有権者各位の投票によつてお選びになつた、市長、議員を初め各種委員によつて運営されておるのですから、これに対する市民の期待も亦、多大であろうと存じます。

今次の「**市政だより**」はこの重大な市政のあり方を皆様によく知つて頂いて、それぞれの立場から御批判を願い、よりよき明朗な、そして理想の自治確立に寄与すべく、発刊の運びとなつたのであります。

従いまして、公民館報のような、文芸欄や、明るいニユースも紙面の都合上掲載出来ませんし、又文章も極めて堅ぐるしいものばかりですが、発刊の主旨をよく御理解くださいまして、ながく保存せられ狭山市将来の発展と育成に、たゆまざる御協力を希つて止みません。

編集室

議決機関の権限と構成

議会の設置は憲法第九十三条により定められたものでありまして、市民の代表として選ばれた議員は市政を民主的に運営するために左記のことがらをいろいろ研究論議いたしまして、これを議決する権限を有するのであります。

一、権限について

❶ 条例を設けたり改廃すること。
❷ 市の予算を定めること。
❸ 決算を認定すること。
❹ 地方税等の賦課徴収に関すること。
❺ 財産の管理処分に関すること
❻ 条例で定めた契約を結ぶこと
❼ 訴願訴訟、和解、調停及損害賠償に関すること。
❽ 市内各種団体の綜合調整に関すること。

尚この外にも国の法律や政令（閣議で決めた法令）で定められたしごとがたくさんあります。

二、市議会の構成

議長　奥富善之助
副議長　小沢　一郎

議席	氏名
一	町田儀平治
二	三ツ木忠仁
三	宮寺　金作
四	栗原　義明
五	浜中　代平
六	小林　栄一
七	立川安太郎
八	小沢　一郎
九	市村　義保
一〇	岸　善八
一一	北田　桂二
一二	増田　敏治
一三	森　勇吉
一四	新井　仲造
一五	小山　通二
一六	久下　茂
一七	大野　進治
一八	高橋定五郎
一九	田中　丁一
二〇	遠藤　義三
二一	矢島　良助
二二	長谷川友枝
二三	小谷野儀平
二四	大野　宗一
二五	片居木清一
二六	小川　熊雄
二七	石田　真平
二八	横田　行義
二九	小沢寿太郎
三〇	奥富善之助

かくして今後四年間（昭和三十四年四月二十九日迄）市民を代表して狭山市の基本的な行政機構において立法的な議事機関として重要な役割を果される訳であります。

狭山よいとこ
来て見やしゃんせ
味と香りは
お茶處

市議会常任委員会

議会の重要使命につきましてはその権限に於てよく御想像がつくと存じますが、専門化した多くの案件を全員で審議決定することは至難でありますので、市役所事務の部門別に一定の委員数を定め、分科的に事件の審査及事務の調査に万全を期し、以て議会の能率的運営を確保するため左記の区分に依り設けられたものが常任委員の構成であります。

【総務】（五十音順）
委員長　小林　栄一
副〃　森　勇吉
委員　新井　仲造　遠藤　義三
大野　進治　小沢寿太郎
北田　桂二　栗原　義明
久下　茂　田中　丁一
浜中　代平　宮寺　金作
計一二名

【文教】
委員長　岸　善八
副〃　小川　熊雄
委員　片居木清一　石田　真平
小谷野儀平　高橋定五郎
浜中　代平　増田　敏治
町田儀平治　三ツ木忠仁
矢島　良助　計一一名

【土木】
委員長　大野　進治
副〃　小沢寿太郎
委員　新井　仲造　市村　義保
大野　宗一　北田　桂二
久下　茂　小山　通二
三ツ木忠仁　森　勇吉
横田　行義　計一一名

【厚生】
委員長　町田儀平治
副〃　宮寺　金作
委員　石田　真平　大野　宗一
片居木清一　小山　通二
小谷野儀平　立川安太郎
田中　丁一　長谷川友枝
横田　行義　計一一名

【経済】
委員長　遠藤　義三
副〃　増田　敏治
委員　市村　義保　小川　熊雄
岸　善八　栗原　義明
小林　栄一　高橋定五郎
立川安太郎　長谷川友枝
矢島　良助　計一一名

【議会運営】
委員長　遠藤　義三
副〃　宮寺　金作
委員　大野　進治　小川　熊雄
小沢寿太郎　岸　善八
小林　栄一　増田　敏治
町田儀平治　森　勇吉
計一〇名

かくて議員の任期中在任して、重要議案やら陳情等については公聴会を開いて利害関係を有する者や学識経験者等から意見を聴くなど能動的に行動して充分に住民の意志を表明する機会を与え、議決の執行に対する信頼と併せ議会を権威あらしめる為に積極的な活動を御願いする機関であります。

□□□□ 監査委員の設置と臨時出納検査立会議員について □□□□

監査委員は職務上独立の機関でありまして、執行機関と対等の地位に立つことのできる議員と、監査に必要な専門的知識と経験を有するものの中から市長が議会の同意を得て選任されるのであります。

さて最近の行政事務はまことに複雑多岐にわたりこのためには、当狭山市におきましても、多数の職員と巨額な予算が編成されておりますことは、恰かも地方大会社に等しいものであります。偶々最近に於ける地方財政は非常に逼迫でありまして、此の上行政事務の運営が非合法的でありますならば、やがて財政の行詰りに逢着することとさえ懸念されるのであります。

こうしたときに於てこそ監査委員設置の必要性が痛感されるのでありまして、当市もこの実情に即応して条例を設け左記委員の選任となつたものであります。

監査委員の任務につきましては、通常会計面だけを監査することのように考えられるむきが多いのでありますが、本委員設置の目的が行政の刷新、能率の改善及綱紀の振粛を図るためのものでありますから、事業の管理状況やら一般行政事務の執行に就ても、その適否につき指摘する権限を、有するのであります。

これが為には毎月例日を定めて市の出納検査を行うほか、毎会計年度少なくとも二回は議会に於て、互選された検査立会議員の立会のもとに、臨時検査を実施することとなつております。

狭山市臨時出納検査立会議員氏名
（互選の日昭和三〇年六月十七日）

議員　小沢　一郎
〃　小林　栄一
〃　立川安太郎
〃　浜中　代平
〃　町田儀平治
〃　宮寺　金作
〃　三ツ木忠仁
計　七　名

このほか選挙権を有する五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から監査委員に対し市の運営にかかる事業の管理、出納その他の事務の執行に関し監査の請求をすることが出来ます又、議会の請求によつてもこれを行うことと、併せてその結果につき報告を請求することが出来るのであります。

狭山市におきましては、毎月一日には必ず前月末における歳計現金の検査を行うと共に、十日には定例の監査を実施しております。尚この他に各支所における徴税、出納の検査と併せ、一般事務につき臨時検査を実施して、本庁と支所との相互事務分担の範囲を明確にして統一ある計画のもとに事務が整然と処理され、以て市政運営の基本原理、すなわち「住民福祉の増進」と「最少の経費で最大の効果」を挙げることに努力するよう指導いたしておるのであります。

かくいたしまして監査委員はその結果を関係団体に報告し、且つこれを公表し、組織運営に対し意見書を提出するのであります。

以上は去る四月有権者各位が貴重な一票を以て、選ばれました議員に依り、狭山市として最高の議決機関の構成と、権限についてその概要を延べたものでありますが、それでは、今次当選以来の議員がどのような議会活動を続けているかにつきましては、紙面の許す限り逐次詳細に申上げ度いと存じます。

狭山市監査委員

区分	氏名	任期（二年）就任	満期
議会選出	栗原義明	30・5・17	32・5・16
学識経験者	青本佐四郎	29・7・3	31・7・2

議会のうごき

三〇、五、一〇
議会全員協議会
昭和三十年四月三十日の選挙で議員の当選が確定したので、議会を成立させる初議会で定めなければならない事項（議長、副議長の選挙等）について協議

三〇、五、一七
臨時議会
初議会が召集され左の事項が議決された。
1、議長、副議長の選挙
2、議会常任委員会委員の選任
3、その他一〇件について

三〇、五、一九
総務常任委員会
五月十七日の議会に於て付議された狭山市税条例案審議

三〇、五、二八
土木常任委員会
市内道路橋梁の状況を視察し、今後の土木事業に対する参考とした

三〇、五、三〇
厚生常任委員会
公営住宅について現在までの経過を審査して、今後の計画につき審議

三〇、六、一
経済常任委員会
不老川の改修状況並に柏原地区田島屋堰及び奥富地区上奥富堰の災害復旧工事竣功状況を視察

三〇、六、七
文教常任委員会
市内各小、中学校の施設状況を視察

三〇、六、九
総務常任委員会
1、六月定例議会に提出される議案について審議
2、今までに提出された陳情及び請願について調査審議

三〇、六、一〇
土木常任委員会
1、五月二十八日巡回実地踏査の三十年度事業について審議
2、奥富地区に於ける赤間川用水路幹線の氾濫防止について調査審議

◎六月十五日以後に於ける動きは次号◎